

整理番号	消防一省申一1
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部課（担当）名 （電話番号）	消防局予防部規制課保安担当 (06－4393－6266)
処分課（担当）名	同上
処分の名称	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示
概 要	一定数量以下の火薬類を火薬庫外において貯蔵しようとするときは、貯蔵しようとする場所について市長の指示を受けなければなりません。
根拠法令等 及び条項	火薬類取締法施行規則（昭和25年通商産業省令第88号）第15条第 1 項 (https://elaws.e-gov.go.jp/search/elawsSearch/elaws_search/lsg0500/detail?lawId=325M50000400088)
審査基準	申請に係る火薬類の貯蔵の数量及び貯蔵の技術上の基準が、火薬類取締法施行規則第15条及び第16条に適合していることが必要です。 ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和42年 6 月30日42化局第291号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和42年12月20日42化局第648号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和46年10月21日46保局第445号） ・火薬類に関する対策の強化について （昭和50年 2 月28日50立局第128号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （昭和54年 9 月10日54立局第531号） ・火薬類取締法施行規則の一部改正について （平成 6 年 7 月29日 6 立局第230号） ・火薬庫外において貯蔵することのできる火薬類取締法施行規則第15条の表に掲げるその他の火工品の数量 （昭和49年 2 月15日通商産業省告示第51号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/kokuji.html) ・「火薬類取締法施行規則の機能性基準の運用について」の一部改正について【別添 2】火薬類取締法施行規則関係例示基準（貯蔵） （令和 3 年10月15日保局第 2 号） (https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/gunpowder/hourei/reiji.html)
標準処理期間	30日
経由日数	なし
提出先	消防局予防部規制課保安担当
提出時期	火薬庫外火薬類貯蔵場所の指示を受けようとするとき
提出方法	所定の申請書に審査のため必要となる図書を添えたもの 2 通を大阪市長（消防局予防部規制課保安担当）あて提出してください。 (https://ops-jg.d1-law.com/opensearch/SrJbF01/init?jctcd=8A85C1C2A5&houcd=H425909090005&no=1&totalCount=2&fromJsp=SrMj)
手数料	不要
相談窓口	消防局予防部規制課保安担当
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/shobo/
備 考	